

基安安発 0704 第 1 号
基安労発 0704 第 1 号
基安化発 0704 第 1 号
令和 6 年 7 月 4 日

都道府県労働局労働基準部
健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

技能講習の講師要件に係る質疑応答の改正について

標記については、「技能講習の講師要件に係る質疑応答について」(令和 3 年 9 月 1 日付け基安安発 0901 第 4 号、基安労発 0901 第 3 号、基安化発 0901 第 2 号。以下「通知」という。)にて通知しているところ、一般社団法人全国登録教習機関協会等からの問い合わせを踏まえ、下記のとおり改正するので、引き続き規定等の運用に当たって適切に対応されるようお願いする。

記

通知別紙を別添新旧対照表のとおり改正する。

「技能講習の講師要件に係る質疑応答について」（令和3年9月1日付け基安安発 0901 第4号、基安労発 0901 第3号、基安化発 0901 第2号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙（令和6年7月4日時点）</p> <p>（略）</p> <p>（問3）<u>フォークリフト運転技能講習のうち一部科目に係る講師は、一定の免許等を有する者が10年又は5年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有することが必要となっているが、この経験は、道路上、工場敷地内を問わず、またフォークリフトの最大荷重に係わりなく認めてよいか。</u></p> <p>（答3）平成16年3月19日付け基発第0319009号の別添8（以下「別添8」という。）で示す「10年（5年）以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する」については、道路上、工場敷地内を問わず、また最大荷重にかかわらず判断して差し支えないこと。</p> <p>（略）</p> <p>（問5）<u>玉掛け技能講習の講師要件における「クレーン等の設計、製作又は検査の業務」に、整備の業務は該当するか。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>（略）</p> <p>（問3）フォークリフト運転技能講習の講師は、<u>自動車教習所の大型特殊自動車免許に係る技能検定員、教習指導員等については、10年又は5年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有することが必要となっているが、この経験は、道路上、工場敷地内を問わず、またフォークリフトの最大荷重に係わりなく認めてよいか。</u></p> <p>（答3）平成16年3月19日付け基発第0319009号の別添8（以下「別添8」という。）で示す「10年（5年）以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する」については、<u>大型自動車免許等を有した上で求められているものであることから、自動車の運転技能に加え、フォークリフト特有の運転操作に習熟していることを求める趣旨であり、フォークリフト運転業務に従事した経験については、道路上、工場敷地内を問わず、また最大荷重にかかわらず判断して差し支えないこと。</u></p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

(答5) 設計、製作又は検査の業務に整備の業務は含まれないが、高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、五年以上クレーン等の整備の業務に従事した経験を有するものを「同等以上の知識経験を有する者」として取り扱って差し支えないこと。

(問6) 高所作業車運転技能講習の講師要件における「大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者」には、力学と電気に関係する科目を10単位程度以上取得して大学等を卒業すれば該当するか。

(答6) 力学及び電気両方の科目の単位を取得し、これが合計10単位程度以上である場合、大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者と取り扱って差し支えないこと。

(問7) 技能講習の講師要件として法別表第20各号、別添8に示される「工学に関する学科を修めて卒業した者」、「機械工学に関する学科を修めて卒業した者」、「力学に関する学科を修めて卒業した者」等の学歴に関する規定について、現在、これらの学科の名称が大学等、高等学校等における学問分野の変遷や学際化に伴い変化してきているが、具体的にどのような者が該当となるのか。

(答7) 大学等の学科については、卒業した大学等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではなく、他の名称の学科であっても、実質的にこれらの学科に含まれる科目の単位を10単位

(新設)

(問5) 技能講習の講師要件として法別表第20各号、別添8に示される「工学に関する学科を修めて卒業した者」、「機械工学に関する学科を修めて卒業した者」、「力学に関する学科を修めて卒業した者」等の学歴に関する規定について、現在、これらの学科の名称が大学等、高等学校等における学問分野の変遷や学際化に伴い変化してきているが、具体的にどのような者が該当となるのか。

(答5) 大学等の学科については、卒業した大学等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではなく、他の名称の学科であっても、実質的にこれらの学科に含まれる科目の単位を10単

程度以上取得していれば、当該学科を「修めて卒業した者」として認めて差し支えないこと。具体的には、別表1の「大学等の学科の考え方」を参考にして判断すること。

また、高等学校等の学科については、卒業した高等学校等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではないこと。なお、高等学校等については、多くの場合、履修記録が残っていないことに鑑み、別表2「高等学校等の学科の考え方」及び別添の文部科学省の令和2年度学校基本調査で用いられた「高等学校及び中等教育学校（後期課程）の学科コード表」（以下「学科コード表」という。）の最新版を参考にして判断すること。なお、学科コード表の最新版に記載されていない学科は、過去のコード表にその学科が記載されていることが確認されれば、その過去のコード表によって判断して差し支えないこと。

位程度以上取得していれば、当該学科を「修めて卒業した者」として認めて差し支えないこと。具体的には、別表1の「大学等の学科の考え方」を参考にして判断すること。

また、高等学校等の学科については、卒業した高等学校等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではないこと。なお、高等学校等については、多くの場合、履修記録が残っていないことに鑑み、別表2「高等学校等の学科の考え方」及び別添の文部科学省の令和2年度学校基本調査で用いられた「高等学校及び中等教育学校（後期課程）の学科コード表」（以下「学科コード表」という。）の最新版を参考にして判断すること。なお、学科コード表の最新版に記載されていない学科は、過去のコード表にその学科が記載されていることが確認されれば、その過去のコード表によって判断して差し支えないこと。

別表1 大学等の学科の考え方

法別表第20各号の規定	考え方
(略)	(略)
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>力学に係る科目を履修する理工学系の学科</u> ・<u>力学を専攻する学科のほか、一般的に力学を履修すると考えられる理工学系学科卒業者は対象とする。</u>
(略)	(略)

(問8) 技能講習の講師要件として法別表第20各号、別添8に示される「工学

別表1 大学等の学科の考え方

法別表第20各号の規定	考え方
(略)	(略)
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>古典力学に係る科目を履修する理工学系の学科</u> ・<u>純粋に力学を行う学科はないため、古典力学を通過する理工学系学科卒業者は対象とする。</u>
(略)	(略)

(新設)

に関する学科を修めて卒業した者」、
「機械工学に関する学科を修めて卒業した者」、「力学に関する学科を修めて卒業した者」等の学歴に関する規定について、別表3の例にあるとおり、該当学科以外の理工系の学科を修めて卒業した者が、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）第31条に基づく科目等履修生制度を利用して、該当学科の各単位を取得した場合、問7にある例と同様、講師要件を満たす者に該当するとして差し支えないか。

別表3 科目等履修生制度を利用した場合の例

技能講習の区分	技能講習区分に応じた科目	この科目の講師になるため必要な要件（大学等関係）	科目等履修生制度を用いて、本来必要な学科卒業要件と同等と認める者	
			卒業した学科	追加に取得する単位
車両系建設機械（整地等）運転技能講習	運転に必要な一般的事項に関する知識	大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者	理工学系の学科（経営工学等、理工学系でないことが明らかでないものを除く。）	車両系建設機械に関連し、土木に関する学科で取得する単位
小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械等の運転技能講習、玉掛け技能講習	「小型移動式クレーンに関する知識」等、「大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者」とされる科目	大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者		小型移動式クレーン等に関連し、機械工学に関する学科で取得する単位
高所作業車運転技能講習	運転に必要な一般的事項に関する知識	大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者		高所作業車の運転に関連し、電気に関する学科で取得する単位

（答8）一般に、単に科目等履修生制度を用いて関係単位を10単位取得した者が、技能講習の講師要件における「大

学等において一定の学科を修めて卒業した者」に該当するとは言えないが、別表3の例について、単位を体系的に取得したと判断できる場合、講師要件を満たす者に該当するとして取り扱って差し支えない。上記例を含め、科目等履修生制度を利用した技能講習の講師選任があった場合、当面の間厚生労働省に照会されたい。

(問9) 技能講習の講師要件の確認に当たって、事業者が解散するなどの理由により実務経験について事業者証明が得られない場合は、登録教習機関は、当該講師の実務経験をどのように証明すればよいか。

(答9) 実務経験についての事業者証明が得られない場合の確認のための書類としては、実務経験の対象となる事業者の代表者又は労務担当者等による証明、2名以上の同僚の証明の他、本人の申立書などが含まれること。

(問10) 特別教育の実施が必要となる業務に関し、講師となろうとする者の実務経験の確認のため、実務経験を証する書面の他に、特別教育を修了したことを証する書面は必要か。

(答10) 特別教育の記録について、3年間の保存義務を過ぎたため記録がないなどの理由により、事業者が特別教育修了の証明ができないなど、証明書が提出できない理由が明らかな場合は、実務経験の証明のみで確認して差し支えないこと。

(問6) 技能講習の講師要件の確認に当たって、事業者が解散するなどの理由により実務経験について事業者証明が得られない場合は、登録教習機関は、当該講師の実務経験をどのように証明すればよいか。

(答6) 実務経験についての事業者証明が得られない場合の確認のための書類としては、実務経験の対象となる事業者の代表者又は労務担当者等による証明、2名以上の同僚の証明の他、本人の申立書などが含まれること。

(問7) 特別教育の実施が必要となる業務に関し、講師となろうとする者の実務経験の確認のため、実務経験を証する書面の他に、特別教育を修了したことを証する書面は必要か。

(答7) 特別教育の記録について、3年間の保存義務を過ぎたため記録がないなどの理由により、事業者が特別教育修了の証明ができないなど、証明書が提出できない理由が明らかな場合は、実務経験の証明のみで確認して差し支えないこと。